明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○小佐渡東部鳥獣保護区を更新した件（環境八五）　一
○小佐渡東部特別保護地区を指定した件（同八六）　二
○浅間鳥獣保護区を更新した件（同八七）　二
○浅間特別保護地区を指定した件（同八八）　三
○西表鳥獣保護区を指定した件（同八九）　四
○西表特別保護地区を指定した件（同九〇）　四
○与那覇湾鳥獣保護区を指定した件（同九一）　四
○与那覇湾特別保護地区を指定した件（同九二）　四
○池間鳥獣保護区を指定した件（同九三）　四
〔官庁報告〕
官庁事項
牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（農林水産省）　六
牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（同）　六
アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針（同）　九
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
弁理士登録、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・外国法事務弁護士記章紛失、住宅型式性能認定関係　一五
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

告示

○環境省告示第八十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十三年十月二十四日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
小佐渡東部鳥獣保護区

二　区域
新潟県佐渡市の一部（区域図省略）

三　存続期間
平成二十三年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、新潟県佐渡市の南東部に連なる小佐渡山地の北東部分に位置し、区域の北部及び東部は海に面し、海岸線からすぐに山地が立ち上がっている一方、区域の西部は国中平野とつながっている。中央部には標高六百メートル前後の山々が連なり、標高四百メートルまでの区域はクヌギ、コナラ、クリ、アカマツ等の高木やヒサカキ、ヤブコウジ等の林内植生が見られる。標高四百メートル以上の区域では、コナラに代わってミズナラが優占している。また、この山地を起源として国府川、大野川等の中小河川及び渓流が数多く流れており、これらの河川等に沿って、山間部から平野部にかけて古くから棚田が作られてきた。

当該区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種であり環境省が作成したレッドリストに掲載されている野生絶滅のトキが生息しており、トキの営巣木として適したアカマツ、コナラ等の大木が多く生育するほか、餌となるドジョウ、カエル類等が生息する河川、湿地、水田、水路等も存在しておりトキの生息に適した環境となっている。昭和三十年代後半から四十年代までは野生のトキの営巣が多く観察され、昭和五十六年に捕獲された国内における最後の野生のトキ五羽が生息していた土地である。

種の保存法に基づくトキ保護増殖事業計画においては、当該区域においてトキの生息に適した環境を整えた上で再導入を図り、トキが自然状態で安定的に存続できるようにすることを目標としており、同計画に基づき、飼育されたトキの放鳥が平成二十年に開始され、現在は当該区域を含む佐渡島内で二十羽前後のトキが生息している。平成二十二年におけるトキの繁殖期には、当該区域内の三ヵ所で営巣が確認される等、放鳥したトキにとって重要な生息地となっている。

また、当該区域では、準絶滅危惧のミサゴや、佐渡における固有亜種であるサドカケス等が確認されている。

このように、当該区域はトキの野生下への再導入を進める上で重要な区域であることから、希少鳥獣生息地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息するトキを始めとする鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　トキを始めとする鳥獣のモニタリング調査等を通じて、当該区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

ロ　鳥類の生息環境を脅かすような不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息環境への影響を防止するため、現場巡視及び関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

ハ　農林水産業と鳥獣の保護の両立を図るため、関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携し、鳥獣の個体数管理、生息環境管理等の総合的な鳥獣保護管理に努める。

ニ　ホンドテン等のトキを始めとする鳥獣の生息環境に影響を及ぼすおそれのある鳥獣については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ホ　当該区域の管理の実施に当たっては、トキ保護増殖事業計画に即して実施される保護増殖事業との連携を図る。